

滋賀県道路法に基づく県道に設ける道路標識の寸法を定める条例新旧対照表

旧			新		
第1条および第2条 省略			第1条および第2条 省略		
(道路標識の寸法)			(道路標識の寸法)		
第3条 道路法第45条第3項の条例で定める道路標識の寸法は、別表のとおりとする。			第3条 道路法第45条第3項の条例で定める道路標識の寸法は、別表のとおりとする。		
2 別表に定めるもののほか、道路標識の寸法について必要な事項は、規則で定める。			2 別表に定めるもののほか、道路標識の寸法について必要な事項は、規則で定める。		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
1 案内標識			1 案内標識		
(1) 標示板の寸法ならびに文字および記号の大きさは、次の表に定めるとおりとする。			(1) 標示板の寸法ならびに文字および記号の大きさは、次の表に定めるとおりとする。		
種類	番号	寸法ならびに文字および記号の大きさ	種類	番号	寸法ならびに文字および記号の大きさ
	(省略)			(省略)	
登坂車線	117の2-A	標示板の寸法は、縦60センチメートル、横160センチメートルとし、文字の大きさは、20センチメートル（ローマ字にあつては、10センチメートル）とする。	登坂車線	117の3-A	標示板の寸法は、縦60センチメートル、横160センチメートルとし、文字の大きさは、20センチメートル（ローマ字にあつては、10センチメートル）とする。
	117の2-B	標示板の寸法は、縦90センチメートル、横240センチメートルとし、文字の大きさは、30センチメートル（ローマ字にあつては、15センチメートル）とする。		117の3-B	標示板の寸法は、縦90センチメートル、横240センチメートルとし、文字の大きさは、30センチメートル（ローマ字にあつては、15センチメートル）とする。

	(省略)	
総重量限度緩和指定道路	118の3-A	標示板の寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートルとし、記号の大きさは、縦50センチメートル、横37.5センチメートルとする。
	118の3-B	標示板の寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートルとし、記号の大きさは、縦50センチメートル、横37.5センチメートルとする。
高さ限度緩和指定道路	118の4-A	標示板の寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートルとし、記号の大きさは、縦58センチメートル、横43.5センチメートルとする。
	118の4-B	標示板の寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートルとし、記号の大きさは、縦58センチメートル、横43.5センチメートルとする。
	118の4-C	標示板の寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートルとし、記号の大きさは、縦58センチメートル、横43.5センチメートルとする。
	118の4-D	標示板の寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートルとし、記号の大きさは、縦58センチメートル、横43.5センチメートルとする。
	(省略)	

	(省略)	
総重量限度緩和指定道路	118の4-A	標示板の寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートルとし、記号の大きさは、縦50センチメートル、横37.5センチメートルとする。
	118の4-B	標示板の寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートルとし、記号の大きさは、縦50センチメートル、横37.5センチメートルとする。
高さ限度緩和指定道路	118の5-A	標示板の寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートルとし、記号の大きさは、縦58センチメートル、横43.5センチメートルとする。
	118の5-B	標示板の寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートルとし、記号の大きさは、縦58センチメートル、横43.5センチメートルとする。
	118の5-C	標示板の寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートルとし、記号の大きさは、縦58センチメートル、横43.5センチメートルとする。
	118の5-D	標示板の寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートルとし、記号の大きさは、縦58センチメートル、横43.5センチメートルとする。
	(省略)	

<p>高速道路等以外の道路に設置する案内標識で、入口の方向、入口の予告、著名地点（114-B）、非常電話、待避所、非常駐車帯、駐車場、登坂車線、都道府県道番号、総重量限度緩和指定道路、高さ限度緩和指定道路（118の4-Aおよび118の4-B）、道路の通称名およびまわり道を表示するもの以外のもの（以下「その他道路の案内標識」という。）</p>	<p>文字の大きさは、次の各号に掲げる道路の設計速度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大きさ（ローマ字にあつてはその2分の1の大きさ、道路の通称名を表示する文字にあつてはその0.6倍の大きさ）とする。</p> <p>(1) 70キロメートル毎時以上 30センチメートル</p> <p>(2) 40キロメートル毎時、50キロメートル毎時または60キロメートル毎時 20センチメートル</p> <p>(3) 30キロメートル毎時以下 10センチメートル</p>
---	--

- (2) 標示板の縁、縁線および区分線の太さは、次に掲げるとおりとする。
- ア 縁は、高速道路等以外の道路に設置するもので、待避所、駐車場およびまわり道（120-B）を表示するものについては9ミリメートル、都道府県道番号（118の2-A）、総重量限度緩和指定道路（118の3-Aおよび118の3-B）および高さ限度緩和指定道路（118の4-Aおよび118の4-B）を表示するものについては16ミリメートル、登坂車線を表示するものについては10ミリメートル、都道府県道番号（118の2-Bおよび118の2-C）および道路の通称名を表示するものについては8ミリメートル、まわり道（120-A）を表示するものについては40ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。
- イ 縁線および区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

2 省略

3 補助標識のうち、注意事項(510)の標示板（安全速度を表示するものに限

<p>高速道路等以外の道路に設置する案内標識で、入口の方向、入口の予告、著名地点（114-B）、非常電話、待避所、非常駐車帯、駐車場、登坂車線、都道府県道番号、総重量限度緩和指定道路、高さ限度緩和指定道路（118の5-Aおよび118の5-B）、道路の通称名およびまわり道を表示するもの以外のもの（以下「その他道路の案内標識」という。）</p>	<p>文字の大きさは、次の各号に掲げる道路の設計速度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大きさ（ローマ字にあつてはその2分の1の大きさ、道路の通称名を表示する文字にあつてはその0.6倍の大きさ）とする。</p> <p>(1) 70キロメートル毎時以上 30センチメートル</p> <p>(2) 40キロメートル毎時、50キロメートル毎時または60キロメートル毎時 20センチメートル</p> <p>(3) 30キロメートル毎時以下 10センチメートル</p>
---	--

- (2) 標示板の縁、縁線および区分線の太さは、次に掲げるとおりとする。
- ア 縁は、高速道路等以外の道路に設置するもので、待避所、駐車場およびまわり道（120-B）を表示するものについては9ミリメートル、都道府県道番号（118の2-A）、総重量限度緩和指定道路（118の4-Aおよび118の4-B）および高さ限度緩和指定道路（118の5-Aおよび118の5-B）を表示するものについては16ミリメートル、登坂車線を表示するものについては10ミリメートル、都道府県道番号（118の2-Bおよび118の2-C）および道路の通称名を表示するものについては8ミリメートル、まわり道（120-A）を表示するものについては40ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。
- イ 縁線および区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

2 省略

3 補助標識のうち、注意事項(510)の標示板（安全速度を表示するものに限

る。)の寸法は、1辺30センチメートルとする。

注1 寸法

(1)～(4) 省略

(5) 高速道路等以外の道路に設置する駐車場、都道府県道番号(118の2-A)、総重量限度緩和指定道路、高さ限度緩和指定道路(118の4-Aおよび118の4-B)およびまわり道(120-A)を表示する案内標識ならびに警戒標識については、道路の形状または交通の状況により必要があると認められる場合にあつては、その寸法(前号の規定により横の長さを拡大する場合にあつては、拡大した後の寸法)を1.3倍、1.6倍または2倍に、それぞれ拡大することができる。

(6)～(8) 省略

2 省略

る。)の寸法は、1辺30センチメートルとする。

注1 寸法

(1)～(4) 省略

(5) 高速道路等以外の道路に設置する駐車場、都道府県道番号(118の2-A)、総重量限度緩和指定道路、高さ限度緩和指定道路(118の5-Aおよび118の5-B)およびまわり道(120-A)を表示する案内標識ならびに警戒標識については、道路の形状または交通の状況により必要があると認められる場合にあつては、その寸法(前号の規定により横の長さを拡大する場合にあつては、拡大した後の寸法)を1.3倍、1.6倍または2倍に、それぞれ拡大することができる。

(6)～(8) 省略

2 省略